法規的告示

○国税庁告示第二十号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正欄後に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
事務所	所在地	事務所	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
小石川税務署	東京都文京区後楽一丁目七番二十二号小石川地方合同庁舎	小石川税務署	東京都文京区春日一丁目四番五号
（略）	（略）	（略）	（略）

その他告示

○総務省告示第二百四十八号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、昭和五十年総理府告示第三十五号（家計調査の調査地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同年二月一日から、第三表に係る改正規定は同年三月一日から施行する。

令和八年七月三日

総務大臣　林　芳正

次の第一表、第二表及び第三表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
別表	別表
都道府県名 / 調査市町村名	都道府県名 / 調査市町村名
［略］	［同上］
岩手県 / 盛岡市　一関市　洋野町	岩手県 / 盛岡市　久慈市　一関市
［略］	［同上］
宮崎県 / 宮崎市　延岡市　三股町	宮崎県 / 宮崎市　延岡市　新富町
［略］	［同上］

第二表

改正後	改正前
別表	別表
都道府県名 / 調査市町村名	都道府県名 / 調査市町村名
［略］	［略］
奈良県 / 奈良市　広陵町	奈良県 / 奈良市　五條市
［略］	［同上］
鹿児島県 / 鹿児島市　薩摩川内市　いちき串木野市	鹿児島県 / 鹿児島市　薩摩川内市　志布志市
沖縄県 / 那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　北谷町　西原町	沖縄県 / 那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　八重瀬町
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第三表

改正後	改正前
別表	別表
都道府県名 / 調査市町村名	都道府県名 / 調査市町村名
［略］	［同上］
福岡県 / 北九州市　福岡市　柳川市　筑紫野市　大野城市　宇美町	福岡県 / 北九州市　福岡市　柳川市　筑紫野市　大野城市　志免町
［略］	［同上］
沖縄県 / 那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　金武町　西原町	沖縄県 / 那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　北谷町　西原町
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

備考

家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和八年七月三日現在における名称及び区域によるものとする。

備考

家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和七年七月三十日現在における名称及び区域によるものとする。